

奈 総 財 第 1 1 1 号

平成 2 0 年 5 月 1 9 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様

同 中和田 守 様

同 幾 田 邦 夫 様

同 高 杉 美根子 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 1 6 年 3 月 2 4 日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 1 5 年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について

2. 奈良市土地開発公社について

(6) 長期保有土地について

【監査結果の要旨】

J R 奈良駅付近連続立体交差事業（都市計画課）

(ア) 事業計画の見直し

土地が不要になることが判明した平成5年度以降利用方法は検討されているが具体化しておらず事実上放置された状態であり、事業計画の見直しを早期に図る必要がある

【措置の内容】

(ア) 平成19年度に事業計画見直しのため、土地利用が可能な施設を検討し、地元消防団分団の消防ポンプ格納庫及び詰所として活用することとなり、消防事業用地として事業計画の変更を行いました。よって消防局において平成20年度予算にて土地開発公社より買い取る予定となっております。

【監査結果の要旨】

史跡文化センター駐車場事業（土地開発公社）（福祉総務課）

(ウ) 賃借料の請求

社会福祉協議会の使用に関しては、事業の目的替えと買戻しが必要であることはもちろんであるが少なくとも賃借料を徴収する必要がある。

【措置の内容】

(ウ) 平成20年度から社会福祉協議会に、土地の使用許可を与えて、賃借料を徴収することにいたしました。